

労災保険料率の改定、助成金の変更予定について

平成 30 年 4 月から労災保険料の改定があります。そのほか、新年度から助成金内容も変更となる予定です。

はじめに

労災保険料率は 3 年に 1 回程度の頻度で見直しがあります。平成 30 年 4 月から労災保険料率が改定されるため、概要をお知らせします。その他、4 月を境に現行の助成金の要件にも変更があります。助成金の変更内容についても解説します。

労災保険料率の変更について

労災保険料率は、厚生労働大臣が業種ごとに定めており、過去の災害発生状況等が考慮され原則 3 年毎に改定されています。平成 30 年 4 月より適用される労災保険料率は、全業種平均 4.5/1,000（平均で 0.2/1,000 引き下げ）となる予定です。

変更のあった主だった業種は以下の通りです。

業種	H29 年度	H30 年度
建築事業	11/1000	9.5/1000
既設建築物設備工事業	15/1000	12/1000
機械器具製造業	5.5/1000	5/1000
電気機械器具製造業	3/1000	2.5/1000
交通運輸事業	4.5/1000	4/1000
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5/1000	3/1000

労災保険料は全て事業主が負担するため、給与計算において計算を変える必要はありません。次の年度更新の概算保険料計算から変更となります。

助成金の変更予定

1. キャリアアップ助成金の変更

申請している事業主が多い「キャリアアップ助成金」の内容が変更します。「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化などの取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。そのうち 4 つのコースについて、拡充や整理統合などの内容変更が行われる

予定です。

①正社員化コースの変更

1 年度 1 事業所あたりの支給申請上限人数が 15 人から 20 人に引き上げられます。ただし、正規雇用等へ転換した際、転換前の 6 ヶ月と転換後の 6 ヶ月の賃金を比較して、5%以上増額していることなどが支給決定の要件として追加されます。

②人材育成コース

キャリアアップ助成金の人材育成コースは、人材開発支援助成金に統合されます。

③賃金規定等共通化コース・諸手当制度共通化コース

共通化した対象労働者（2 人目以降）について、新たに加算措置が適用されるようになります。

2. 時間外労働等改善助成金

（職場意識改善助成金より改称予定）

長時間労働や有給未消化を改善する行動を起こした企業に対して支給される助成金が平成 30 年度も拡充され、下記のようなコースに分かれて継続する予定です。

時間外労働上限設定コース（拡充）

時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成

勤務間インターバル導入コース（拡充）

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成

職場意識改善コース（拡充）

年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成